

令和6年9月6日提出

令和6年9月那須塩原市議会
定例会議議案

那須塩原市

令和6年9月那須塩原市議会定例会議付議事件

議案番号	件名	主管
同意第7号	人権擁護委員の候補者の推薦について	市民生活部
議案第62号	令和6年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）	総務部
議案第63号	令和6年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	保健福祉部
議案第64号	令和6年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	保健福祉部
議案第65号	令和6年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第1号）	保健福祉部
議案第66号	令和6年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第1号）	産業観光部
議案第67号	令和6年度那須塩原市墓地事業特別会計補正予算（第1号）	環境戦略部
議案第68号	令和6年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第1号）	上下水道部
議案第69号	令和6年度那須塩原市下水道事業会計補正予算（第1号）	上下水道部
議案第70号	那須塩原市総合評価一般競争入札方式等による事業者選定委員会条例の制定について	総務部
議案第71号	那須塩原市立学校施設の開放に関する条例の制定について	教育部
議案第72号	那須塩原市公民館条例の全部改正について	教育部
議案第73号	那須塩原市いきいきふれあいセンター条例の全部改正について	教育部
議案第74号	那須塩原市那須野が原博物館条例の全部改正について	教育部
議案第75号	那須塩原市ワンパク館条例の全部改正について	教育部
議案第76号	那須塩原市田舎ランド鳴内条例の全部改正について	教育部
議案第77号	那須塩原市多目的研修センター条例の全部改正について	教育部
議案第78号	那須塩原市高林活力倍增センター条例の全部改正について	教育部
議案第79号	那須塩原市鍋掛地域コミュニティセンター条例の全部改正について	教育部
議案第80号	那須塩原市農村環境改善センター条例の全部改正について	教育部
議案第81号	那須塩原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	子ども未来部
議案第82号	那須塩原市税条例の一部改正について	総務部
議案第83号	那須塩原市都市計画税条例の一部改正について	総務部
議案第84号	那須塩原市手数料条例の一部改正について	建設部
議案第85号	那須塩原市文化会館条例の一部改正について	教育部
議案第86号	那須塩原市体育施設条例の一部改正について	教育部
議案第87号	那須塩原市塩原B&G海洋センター条例の一部改正について	教育部
議案第88号	那須塩原市ホースガーデン条例の一部改正について	教育部
議案第89号	那須塩原市健康長寿センター条例の一部改正について	保健福祉部
議案第90号	那須塩原市子ども・子育て会議条例の一部改正について	子ども未来部
議案第91号	那須塩原市シニアセンター条例の一部改正について	保健福祉部
議案第92号	那須塩原市国民健康保険条例の一部改正について	保健福祉部
議案第93号	那須塩原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について	環境戦略部
議案第94号	那須塩原市那須野が原西部地区田園空間博物館施設条例の一部改正について	産業観光部
議案第95号	那須塩原市まちなか交流センター条例の一部改正について	産業観光部
議案第96号	那須塩原市木の俣園地条例の一部改正について	産業観光部

議案第 97 号	那須塩原市塩原温泉家族旅行村条例の一部改正について	産業観光部
議案第 98 号	那須塩原市塩原温泉天皇の間記念公園条例の一部改正について	産業観光部
議案第 99 号	那須塩原市温泉公園条例の一部改正について	産業観光部
議案第 100 号	那須塩原市都市公園条例の一部改正について	建設部
議案第 101 号	那須塩原市水道事業給水条例の一部改正について	上下水道部
議案第 102 号	那須塩原市下水道条例の一部改正について	上下水道部
議案第 103 号	那須塩原市高額介護サービス等資金貸付基金条例の廃止について	保健福祉部
議案第 104 号	契約の締結について	建設部
議案第 105 号	財産の取得について	総務部
議案第 106 号	財産の取得について	総務部
議案第 107 号	財産の取得について	産業観光部
議案第 108 号	栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	保健福祉部
認定第 1 号	令和 5 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について	総務部
認定第 2 号	令和 5 年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	保健福祉部
認定第 3 号	令和 5 年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	保健福祉部
認定第 4 号	令和 5 年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	保健福祉部
認定第 5 号	令和 5 年度那須塩原市温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について	産業観光部
認定第 6 号	令和 5 年度那須塩原市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について	環境戦略部
認定第 7 号	令和 5 年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について	産業観光部
認定第 8 号	令和 5 年度那須塩原市水道事業会計の剰余金の処分及び決算認定について	上下水道部
認定第 9 号	令和 5 年度那須塩原市下水道事業会計の剰余金の処分及び決算認定について	上下水道部
報告第 19 号	継続費精算報告書の報告について〔令和 5 年度那須塩原市温泉事業特別会計〕	産業観光部
報告第 20 号	専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕	建設部
報告第 21 号	専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕	建設部
報告第 22 号	令和 5 年度健全化判断比率及び資金不足比率について	総務部
報告第 23 号	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について	教育部
報告第 24 号	放棄した私債権の報告について〔令和 5 年度那須塩原市温泉事業特別会計〕	産業観光部
報告第 25 号	放棄した私債権の報告について〔令和 5 年度那須塩原市水道事業会計〕	上下水道部

同意 第7号

人権擁護委員の候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和6年 9月 6日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

住 所

氏 名 伊藤 清治

生年月日

住 所

氏 名 坂和 幸枝

生年月日

住 所

氏 名 渡部 康子

生年月日

議案 第 6 2 号

令和 6 年度那須塩原市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 6 年度那須塩原市一般会計補正予算（第 5 号）を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 9 月 6 日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第63号

令和6年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和6年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和6年 9月 6日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第 6 4 号

令和 6 年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 9 月 6 日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第 6 5 号

令和 6 年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 9 月 6 日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第 6 6 号

令和 6 年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 9 月 6 日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第 6 7 号

令和 6 年度那須塩原市墓地事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度那須塩原市墓地事業特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 9 月 6 日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第 6 8 号

令和 6 年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 9 月 6 日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第 6 9 号

令和 6 年度那須塩原市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度那須塩原市下水道事業会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 9 月 6 日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第70号

那須塩原市総合評価一般競争入札方式等による事業者選定委員会条例の制定
について

上記議案を提出する。

令和6年 9月 6日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市総合評価一般競争入札方式等による事業者選定委員会条例
(設置)

第1条 総合評価一般競争入札方式又はプロポーザル方式により、市が発注する建設工事を施工する事業者又は委託業務を受託する事業者（以下「事業者」という。）を選定するに当たり専門性の高い審査を行う必要がある場合、学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）等で組織する那須塩原市総合評価一般競争入札方式等による事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置することができる。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合評価一般競争入札方式 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札をいう。
- (2) プロポーザル方式 令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約の締結のため、公募又は指名の方法により複数の事業者から当該随意契約に係る業務の実施に関する提案を求め、当該提案のうち最も優れた提案を行った事業

者を選定する方式をいう。

(設置の方法)

第3条 委員会は、総合評価一般競争入札方式又はプロポーザル方式により事業者の選定を行う建設工事又は委託業務ごとに設置する。

(所掌事務)

第4条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 総合評価一般競争入札方式 入札に係る資格要件の設定及び令第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準の策定並びに同条第5項に規定する落札者の決定に関すること。
- (2) プロポーザル方式 事業者の選定基準の策定及び事業者の選定に関すること。

(組織)

第5条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市職員
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第6条 委員の任期は、市長が委嘱し、又は任命した日から事業者が選定される日までの間とする。

(委員長及び副委員長)

第7条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年那須塩原市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表総合計画審議会委員の項の次に次のように加える。

総合評価一般競争入札方式等による事業者選定委員	日額15,000円を超えない範囲で市長が定める額	
-------------------------	--------------------------	--

議案 第71号

那須塩原市立学校施設の開放に関する条例の制定について

上記議案を提出する。

令和6年 9月 6日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市立学校施設の開放に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第137条及び社会教育法（昭和24年法律第207号）第44条第1項の規定に基づき、学校教育上支障のない範囲内で那須塩原市立学校（以下「学校」という。）の施設（以下「学校施設」という。）を市民に開放することにより、市民のスポーツ、文化、地域活動等の支援を推進することを目的とする。

(開放する学校施設等)

第2条 開放する学校施設は、次の各号に掲げる施設とし、学校ごとに開放する施設は、教育委員会規則（以下「規則」という。）で定める。

- (1) 体育館
- (2) 校庭
- (3) 武道館
- (4) 校舎

2 学校施設に夜間照明又は空調設備が附帯している場合には、当該施設と併せて利用できるものとする。

(開放日時等)

第3条 開放日時等については、別表第1のとおりとする。

2 那須塩原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、日時等を変更することができる。

（利用できる者）

第4条 学校施設を利用できる者は、規則の定めるところにより、団体登録を受けた者とする。ただし、教育委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。

（利用の許可等）

第5条 学校施設を利用しようとする者は、教育委員会に申請し、許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、学校長の意見を聴き、利用の可否を決定するものとする。

3 教育委員会は、学校の管理上必要があると認めたときには、第1項の許可に条件を付することができる。

（利用の制限）

第6条 教育委員会は、学校施設の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可をしない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 学校施設又は設備を汚損し、毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 管理上支障があるとき。
- (4) 学校行事又は市若しくは教育委員会が主催する事業に支障があると認められるとき。
- (5) 営利を目的とするとき。
- (6) 政治的又は宗教的活動にわたるおそれがあるとき。
- (7) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益になると認めるとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当でないと認めるとき。

（許可の取消し等）

第7条 教育委員会は、第5条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、学校施設の許可を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

- (2) 前条の規定に該当することが判明したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により利用許可を受けたことが判明したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要があると認めるとき。

2 前項の場合において、利用者が損害を受けることがあっても、市はその補償の責めを負わない。

(使用料)

第8条 学校施設の使用料は、別表第2のとおりとする。

2 利用者は、前項の使用料を前納しなければならない。ただし、教育委員会が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 利用者の責めによらない事由により利用することができなくなったとき。
- (2) 公益上の理由又は市の都合により利用の許可を取り消したとき。
- (3) 利用者が利用期日の7日前までに利用の取消しを申し出たとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が相当の事由があると認めたとき。

(使用料の減免)

第9条 教育委員会は、特別の事由があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(原状回復の義務)

第10条 利用者は、施設の利用が終わったとき又は第7条の規定により施設の利用許可を取り消され、制限され、若しくは停止させられたときは、直ちに施設の原状回復をしなければならない。

(損害賠償の義務)

第11条 利用者は、施設又は器具その他の物件を毀損又は滅失したときは、教育委員会の認定するところにより、その損害を賠償しなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第12条 利用者は、学校施設を利用する権利を譲渡し、又はこれを転貸してはならない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、施行日から令和7年3月31日までの間の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

(那須塩原市学校夜間照明施設条例の廃止)

- 3 那須塩原市学校夜間照明施設条例（平成17年那須塩原市条例第118号）は、廃止する。

別表第1（第3条関係）

開放施設	開放する日	開放する時間	休館（場）日
校庭（夜間照明施設を利用する場合）	4月1日から10月31日まで（月曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）	午後7時から午後9時30分まで	11月1日から翌年3月31日まで
校庭	土曜日及び日曜日	午前9時から午後5時まで	12月28日から翌年1月4日まで
体育館 武道館	火曜日から金曜日まで	午後7時から午後9時30分まで	
	土曜日	午前9時から午後5時まで	

		午後7時から午後 9時30分まで
校舎	火曜日から金曜日 まで	午後6時から午後 9時30分まで
	土曜日、日曜日及 び休日	午前9時から午後 5時まで

別表第2（第8条関係）

区分	単位	金額
校庭、体育館、武道館	最初の1時間	300円
	1時間を超える30分ごと	150円
校舎	最初の1時間	100円
	1時間を超える30分ごと	50円
夜間照明施設	最初の1時間	500円
	1時間を超える30分ごと	250円

備考

1時間を超えた場合において、超過時間に30分未満の端数があるときは、30分に切り上げる。

議案 第72号

那須塩原市公民館条例の全部改正について

上記議案を提出する。

令和6年 9月 6日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市公民館条例の全部を改正する条例

那須塩原市公民館条例（平成17年那須塩原市条例第103号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 市民の教養の向上、健康の増進及び情操の純化を図り、生活文化の振興及び社会福祉の増進に寄与するため、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第24条の規定に基づき、公民館を設置する。

（名称及び位置等）

第2条 公民館の名称、位置及び主たる対象となる区域は、別表第1のとおりとする。

2 公民館に幹事公民館を置き、黒磯公民館を幹事公民館とする。

（職員）

第3条 公民館に館長その他必要な職員を置く。

（開館時間等）

第4条 公民館の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 公民館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日まで（ただし、前号に規定する休日を除く。）

く。)

- 3 那須塩原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、前2項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、開館時間若しくは休館日を変更し、臨時に開館し、又は休館することができる。

（登録）

第5条 公民館を利用しようとする者は、教育委員会に登録を受けた者とする。ただし、教育委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。

（利用の許可等）

第6条 公民館を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

- 2 教育委員会は、公民館の管理運営上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

（利用の制限）

第7条 教育委員会は、公民館の利用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を汚損し、毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 法第23条の規定に該当すると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が公民館の管理運営上適当でないと認めるとき。

（許可の取消し等）

第8条 教育委員会は、第6条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、公民館利用の許可を取り消し、制限し、又は停止させることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 前条の規定に該当することが判明したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により許可を受けたことが判明したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要があると認めるとき。

- 2 前項の場合において、利用者が損害を受けることがあっても、市はその補償の責めを負わない。

(使用料)

第9条 利用者は、別表第2に定める額を使用料として納めなければならない。

2 使用料は、前納するものとする。ただし、教育委員会が相当の事由があると認めるときは、この限りでない。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するとき
は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 利用者の責めによらない事由により利用することができなくなったとき。

(2) 公益上の理由又は市の都合により利用の許可を取り消したとき。

(3) 利用者が利用期日の7日前までに利用の取消しを申し出たとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が相当の事由があると認めたとき。

(使用料の減免)

第10条 教育委員会は、公益上必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(権利譲渡等の禁止)

第11条 利用者は、公民館を利用する権利を譲渡し、又はこれを転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第12条 利用者は、公民館の利用を終了したとき、又は第8条第1項の規定により公民館利用の許可を取り消され、制限され、若しくは停止させられたときは、直ちにこれを原状に復さなければならない。

(損害賠償の義務)

第13条 利用者その他来館者は、その責めに帰すべき事由により、公民館の施設又は設備を汚損し、毀損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(公民館運営審議会の設置等)

第14条 法第29条第1項の規定に基づき、那須塩原市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、25人以内の委員をもって組織する。

3 審議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員

会が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、施行日から令和7年3月31日までの間の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表第1 (第2条関係)

名称	位置	主たる対象となる区域
那須塩原市黒磯公民館	那須塩原市桜町1番5号	黒磯小学校区域
那須塩原市厚崎公民館	那須塩原市上厚崎500番地1	埼玉小学校区域及び共英小学校区域
那須塩原市稲村公民館	那須塩原市若草町117番地1	稲村小学校区域及び東原小学校区域
那須塩原市とようら公民館	那須塩原市東豊浦23番地110	豊浦小学校区域
那須塩原市鍋掛公民館	那須塩原市鍋掛531番地	鍋掛小学校区域
那須塩原市東那須野公民館	那須塩原市東小屋474番地11	大原間小学校区域及び波立小学校区域
那須塩原市高林公民館	那須塩原市箭坪347番地1	高林小学校区域及び青木小学校区域

那須塩原市西那須野公民館	那須塩原市太夫塚 1 丁目 1 9 4 番地 7 8	東小学校区域
那須塩原市狩野公民館	那須塩原市槻沢 2 3 1 番地	槻沢小学校区域
那須塩原市南公民館	那須塩原市二区町 4 0 1 番 地	南小学校区域
那須塩原市西公民館	那須塩原市四区町 6 6 1 番 地	西小学校区域
那須塩原市三島公民館	那須塩原市東三島 6 丁目 3 3 7 番地	三島小学校区域
那須塩原市大山公民館	那須塩原市下永田 8 丁目 7 番地 8 6	大山小学校区域
那須塩原市ハロープラ ザ	那須塩原市関谷 1 2 6 6 番 地 4	箒根学園区域
那須塩原市塩原公民館	那須塩原市中塩原 1 番地 2	塩原小中学校区域

別表第 2（第 9 条関係）

区分	1 室（面） 1 時間につき
大練習室	1 5 0 円
小練習室	5 0 円
郷土芸能練習室	5 0 円
音楽室	5 0 円
調理室	5 0 円
農産加工室	5 0 円

調理実習室	5 0 円
会議室	5 0 円
研修室	5 0 円
小会議室	5 0 円
大会議室	1 0 0 円
大研修室	1 0 0 円
和室	5 0 円
茶室	5 0 円
視聴覚室	5 0 円
多目的ホール	1 5 0 円
講座室	5 0 円
創作室	5 0 円
体験学習室	5 0 円
陶芸室	5 0 円
実習室	5 0 円
学習室	5 0 円
活動室	5 0 円
保育室	5 0 円
体育館	5 0 円
グラウンド	1 5 0 円

多目的広場	1 5 0 円
ゲートボール場	5 0 円
屋外ステージ	5 0 円
夜間照明施設	2 0 0 円

備考

利用目的が法第20条で定める目的以外の場合で、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この表に定める額に4を乗じて得た額とする。

議案 第73号

那須塩原市いきいきふれあいセンター条例の全部改正について

上記議案を提出する。

令和6年 9月 6日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市いきいきふれあいセンター条例の全部を改正する条例

那須塩原市いきいきふれあいセンター条例（平成17年那須塩原市条例第105号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 市民の生涯学習の振興と地域福祉の増進を図る拠点として、那須塩原市いきいきふれあいセンター（以下「センター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 那須塩原市いきいきふれあいセンター
- (2) 位置 那須塩原市桜町1番5号

（職員）

第3条 センターに館長その他必要な職員を置く。

（開館時間等）

第4条 センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日まで（ただし、前号に規定する休日を除く。）

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、開館時間若しくは休館日を変更し、臨時に開館し、又は休館することができる。

(登録)

第5条 センターを利用しようとする者は、市に登録を受けた者とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(利用の許可等)

第6条 センターを利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、センターの管理運営上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(利用の制限)

第7条 市長は、センターの利用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を汚損し、毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長がセンターの管理運営上適当でないと認めるとき。

(許可の取消し等)

第8条 市長は、第6条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センター利用の許可を取り消し、制限し、又は停止させることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
 - (2) 前条の規定に該当することが判明したとき。
 - (3) 偽りその他不正の手段により許可を受けたことが判明したとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めるとき。
- 2 前項の場合において、利用者が損害を受けることがあっても、市はその補償の責めを負わない。

(使用料)

第9条 利用者は、別表に定める額を使用料として納めなければならない。

2 使用料は、前納するものとする。ただし、市長が相当の事由があると認めるときは、この限りでない。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するとき
は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 利用者の責めによらない事由により利用ができなくなったとき。

(2) 公益上の理由又は市の都合により利用の許可を取り消したとき。

(3) 利用者が利用期日の7日前までに利用の取消しを申し出たとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が相当の事由があると認めたとき。

(使用料の減免)

第10条 市長は、公益上必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除
することができる。

(権利譲渡等の禁止)

第11条 利用者は、センターを利用する権利を譲渡し、又はこれを転貸してはな
らない。

(原状回復の義務)

第12条 利用者は、センターの利用を終了したとき、又は第8条第1項の規定に
よりセンター利用の許可を取り消され、制限され、若しくは停止させられたとき
は、直ちにこれを原状に復さなければならない。

(損害賠償の義務)

第13条 利用者その他来館者は、その責めに帰すべき事由により、センターの施
設又は設備を汚損し、毀損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければ
ならない。

(委任)

第14条 センターの管理及び運営については、那須塩原市教育委員会に委任す
る。

2 この条例の施行に関し必要な事項は、那須塩原市教育委員会が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、施行日から令和7年3月31日までの間の利用に係る使
用料については、なお従前の例による。

別表（第9条関係）

区分	1室1時間につき
大練習室	150円
小練習室	50円
調理室	50円
研修室	50円
会議室	50円
小会議室	50円
大会議室	100円
和室	50円
視聴覚室	50円
多目的ホール	150円
創作室	50円

備考

市長が特に必要があると認めるときは、この表に定める額に4を乗じて得た額とする。

議案 第74号

那須塩原市那須野が原博物館条例の全部改正について

上記議案を提出する。

令和6年 9月 6日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市那須野が原博物館条例の全部を改正する条例

那須塩原市那須野が原博物館条例（平成17年那須塩原市条例第110号）の全部を改正する。

那須塩原市那須野が原博物館条例

（設置）

第1条 那須野が原における歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料の収集、保管、展示等に関する事業を行うため、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する博物館を設置する。

（名称及び位置）

第2条 前条の博物館の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 那須塩原市那須野が原博物館
- (2) 位置 那須塩原市三島5丁目1番地

2 博物館に附属施設を置き、その名称及び位置は次のとおりとする。

- (1) 名称 那須塩原市黒磯郷土館
- (2) 位置 那須塩原市橋本町8番47号

（事業）

第3条 博物館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 博物館資料の収集、保管及び展示に関すること。

- (2) 博物館資料の調査研究に関すること。
- (3) 博物館資料に関する講演会、研修会、講座、体験学習会等を開催すること。
- (4) 博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、報告書等を作成し、頒布すること。
- (5) 学校等の学習活動の支援に関すること。
- (6) 博物館の目的に沿った利用者への施設の提供に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、那須塩原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事業
(職員)

第4条 博物館に、館長、学芸員その他必要な職員を置く。

(開館時間)

第5条 博物館の開館時間は、午前9時から午後10時までとし、展示室（資料等を展示している部屋をいう。以下同じ。）の観覧時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、展示室への入場は、午後4時30分までとする。

2 那須塩原市黒磯郷土館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

3 教育委員会は、必要と認めるときは、前2項に規定する開館時間及び観覧時間を変更することができる。

(休館日)

第6条 博物館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日等」という。）である場合を除く。）

(2) 12月29日から翌年の1月3日まで

2 那須塩原市黒磯郷土館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日

(2) 祝日等

(3) 資料整理日

(4) 12月29日から翌年の1月3日まで（ただし、第2号に規定する祝日等を除く。）

(観覧料及び資料使用料)

第7条 展示室に展示されている博物館資料を観覧しようとする者は、別表第1に定める観覧料を納入しなければならない。ただし、特別な企画による博物館資料を展示したときは、別に観覧料の額を定めることができる。

2 博物館に展示され、又は保存されている博物館資料の熟覧、模写・模造、資料撮影及び画像使用（以下「熟覧等」という。）を行う者は、別表第2に定める額の使用料を納付しなければならない。

3 前項の熟覧等において、管理上必要があると認めた場合、博物館職員は立ち会うことができる。

4 附属施設の入館料は、無料とする。

（利用できる施設と使用料）

第8条 利用できる施設（以下「施設」という。）とその使用料は、別表第3のとおりとする。

2 使用料は、前納するものとする。ただし、教育委員会が相当の事由があると認めるときは、この限りでない。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときには、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 利用者の責めによらない事由により利用することができなくなったとき。

(2) 公益上の理由又は市の都合により利用の許可を取り消したとき。

(3) 利用者が利用期日の7日前までに利用の取消しを申し出たとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が相当の事由があると認めたとき。

（施設の利用許可）

第9条 施設を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、博物館の管理上必要があると認めたときは、前項の許可に条件を付することができる。

（利用の制限）

第10条 教育委員会は、施設の利用について、次の各号のいずれかに該当する場合は、許可をしてはならない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 専ら営利を目的として利用するとき。

- (3) 博物館の運営上支障があるとき。
- (4) 政治目的に利用するとき。
- (5) 宗教行為に利用するとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、施設の利用を許可することが不適當であると認めるとき。

(許可の取消し等)

第11条 教育委員会は、第9条第1項の規定により許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可を取り消し、制限し、又は停止させることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 前条の規定に該当することが判明したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により許可を受けたことが判明したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要があると認めるとき。

2 前項の場合において、利用者が損害を受けることがあっても、市はその補償の責めを負わない。

(損害賠償の義務)

第12条 入館者又は博物館資料の貸出しを受けた者が、その責めに帰すべき事由により、博物館の施設、設備又は博物館資料を汚損し、毀損し、又は滅失した場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特にやむを得ない事情があると認めたときは、この限りではない。

(観覧料等の減免)

第13条 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、第7条第1項の規定による観覧料、同条第2項の規定による熟覧等の使用料及び第8条第1項の規定による施設の使用料を減額し、又は免除することができる。

(権利譲渡等の禁止)

第14条 施設の利用者は、施設を利用する権利を譲渡し、又はこれを転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第15条 施設の利用者は、施設の利用を終了したとき、又は第11条の規定により施設の利用許可を取り消され、その利用を制限され、若しくは停止させられた

ときは、直ちにこれを原状に復さなければならない。

(博物館協議会)

第16条 法第23条第1項の規定により、那須塩原市那須野が原博物館協議会
(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の委員(以下「委員」という。)は、学校教育及び社会教育の関係者、
家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命す
る。

3 委員の定数は、15人以内とする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間
とする。

5 委員は、再任されることができる。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、施行日から令和7年3月31日までの間の利用に係る使
用料については、なお従前の例による。

別表第1 (第7条関係)

区分	個人	団体(20人以上)1人につき
一般	300円	250円
高校生及び大学生	200円	150円
小学生及び中学生	100円	50円
未就学児	無料	無料

備考

1 「小学生」とは、小学校、特別支援学校の小学部又は義務教育学校の前期課

程に就学している者をいう。

- 2 「中学生」とは、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部又は義務教育学校の後期課程に就学している者をいう。

別表第2（第7条関係）

区分	資料1点につき
熟覧	1日 100円
模写・模造	1日 2,000円
資料撮影	1日 3,000円
画像使用	1回 2,500円

別表第3（第8条関係）

区分	1室につき
エントランスホール	1日 1,000円
研修室	1時間 500円

議案 第75号

那須塩原市ワンパク館条例の全部改正について

上記議案を提出する。

令和6年 9月 6日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市ワンパク館条例の全部を改正する条例

那須塩原市ワンパク館条例（平成17年那須塩原市条例第111号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 地域児童の福祉のため健全な遊びを与え、健康の増進と情操のかん養を図るため、那須塩原市ワンパク館（以下「ワンパク館」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 ワンパク館の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 那須塩原市ワンパク館
- (2) 位置 那須塩原市二区町401番地

（職員）

第3条 ワンパク館に館長その他必要な職員を置く。

（開館時間等）

第4条 ワンパク館の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 ワンパク館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日まで（ただし、前号に規定する休日を除く。）

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、開館時間若しくは休館日を変更し、臨時に開館し、又は休館することができる。

(登録)

第5条 ワンパク館を利用しようとする者は、市に登録を受けた者とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(利用の許可等)

第6条 ワンパク館を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、ワンパク館の管理運営上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(利用の制限)

第7条 市長は、ワンパク館の利用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を汚損し、毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長がワンパク館の管理運営上適当でないと認めるとき。

(許可の取消し等)

第8条 市長は、第6条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ワンパク館利用の許可を取り消し、制限し、又は停止させることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 前条の規定に該当することが判明したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により許可を受けたことが判明したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めるとき。

2 前項の場合において、利用者が損害を受けることがあっても、市はその補償の責めを負わない。

(使用料)

第9条 利用者は、別表に定める額を使用料として納めなければならない。

2 使用料は、前納するものとする。ただし、市長が相当の事由があると認めると

きは、この限りでない。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するとき
は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 利用者の責めによらない事由により利用することができなくなったとき。

(2) 公益上の理由又は市の都合により利用の許可を取り消したとき。

(3) 利用者が利用期日の7日前までに利用の取消しを申し出たとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が相当の事由があると認めたとき。

(使用料の減免)

第10条 市長は、公益上必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除
することができる。

(権利譲渡等の禁止)

第11条 利用者は、ワンパク館を利用する権利を譲渡し、又はこれを転貸しては
ならない。

(原状回復の義務)

第12条 利用者は、ワンパク館の利用を終了したとき、又は第8条第1項の規定
によりワンパク館利用の許可を取り消され、制限され、若しくは停止させられた
ときは、直ちにこれを原状に復さなければならない。

(損害賠償の義務)

第13条 利用者その他来館者は、その責めに帰すべき事由により、ワンパク館の
施設又は設備を汚損し、毀損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなけれ
ばならない。

(委任)

第14条 ワンパク館の管理及び運営については、那須塩原市教育委員会に委任す
る。

2 この条例の施行に関し必要な事項は、那須塩原市教育委員会が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、施行日から令和7年3月31日までの間の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表（第9条関係）

区分	1室1時間につき
実習室	50円

備考

市長が特に必要があると認めるときは、この表に定める額に4を乗じて得た額とする。

議案 第76号

那須塩原市田舎ランド鳴内条例の全部改正について

上記議案を提出する。

令和6年 9月 6日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市田舎ランド鳴内条例の全部を改正する条例

那須塩原市田舎ランド鳴内条例（平成17年那須塩原市条例第215号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 市民の生涯学習の用に供しながら、地域の活性化を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、交流促進施設を設置する。

（名称及び位置）

第2条 交流促進施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 那須塩原市田舎ランド鳴内（以下「田舎ランド」という。）
- (2) 位置 那須塩原市鳴内725番地

（職員）

第3条 田舎ランドに所長その他必要な職員を置く。

（開館時間等）

第4条 開館時間は、午前9時から午後4時までとする。

2 休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日（ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日が月曜日に当たるときは、その翌日）

(2) 12月29日から翌年の1月3日まで（ただし、前号に規定する休日を除く。）

3 那須塩原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、前2項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、開館時間若しくは休館日を変更し、臨時に開館し、又は休館することができる。

（利用の許可等）

第5条 田舎ランドを利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、教育委員会が特に認めるときは、この限りではない。

2 教育委員会は、田舎ランドの管理運営上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

（利用の制限）

第6条 教育委員会は、田舎ランドの利用が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を許可しないものとする。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 営利を目的とするおそれのあるとき。

(3) 田舎ランドの施設又は附属設備を汚損し、毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が田舎ランドの管理運営上適当でないとき。

（特別の設備等の許可）

第7条 第5条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、特別の設備をし、又は備付け以外の器具等を利用するときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

（許可の取消し等）

第8条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可を取り消し、制限し、又は停止させることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 第6条の規定に該当することが判明したとき。

(3) 偽りその他不正の手段により許可を受けたことが判明したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要があると認めるとき。

2 前項の場合において、利用者が損害を受けることがあっても、市はその補償の責めを負わない。

(使用料)

第9条 利用者は、別表に定める額を使用料として納めなければならない。

2 使用料は、前納するものとする。ただし、教育委員会が相当の事由があると認めるときは、この限りでない。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはその全部又は一部を還付することができる。

(1) 利用者の責めによらない事由により利用することができなくなったとき。

(2) 公益上の理由又は教育委員会の都合により利用の許可を取り消したとき。

(3) 利用者が利用期日の7日前までに利用の取消しを申し出たとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が相当の事由があると認めたとき。

(使用料の減免)

第10条 教育委員会は、公益上必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(権利譲渡等の禁止)

第11条 利用者は、田舎ランドを利用する権利を譲渡し、又はこれを転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第12条 利用者は、田舎ランドの利用を終了したとき、又は第8条第1項の規定により田舎ランドの利用の許可を取り消され、制限され、若しくは停止させられたときは、直ちにこれを原状に復さなければならない。

(損害賠償の義務)

第13条 利用者その他来所者は、その責めに帰すべき事由により、田舎ランドの施設又は設備を汚損し、毀損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、施行日から令和7年3月31日までの間の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表（第9条関係）

区分	1室（面）1時間につき
談話室	50円
和室	50円
講習室	50円
木工陶芸室	50円
調理室	50円
食堂	50円
多目的ルーム	50円
ゴロリンルーム	50円
体育館	150円
グラウンド	50円

備考

利用目的が社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条で定める目的以外の場合で、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この表に定める額に4を乗じて得た額とする。

議案 第77号

那須塩原市多目的研修センター条例の全部改正について

上記議案を提出する。

令和6年 9月 6日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市多目的研修センター条例の全部を改正する条例

那須塩原市多目的研修センター条例（平成17年那須塩原市条例第154号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 地域の連帯及び地域社会生活の充実を図るため、地域住民相互の交流及び新しい生きがいの開発等を目的とした各種研修及び集会並びに農産加工研修の場として、那須塩原市多目的研修センター（以下「センター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 那須塩原市多目的研修センター
- (2) 位置 那須塩原市上厚崎500番地1

（職員）

第3条 センターに館長その他必要な職員を置く。

（開館時間等）

第4条 センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 12月29日から翌年の1月3日まで（ただし、前号に規定する休日を除く。）

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、開館時間若しくは休館日を変更し、臨時に開館し、又は休館することができる。

（登録）

第5条 センターを利用しようとする者は、市に登録を受けた者とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

（利用の許可等）

第6条 センターを利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、センターの管理運営上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

（利用の制限）

第7条 市長は、センターの利用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を汚損し、毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長がセンターの管理運営上適当でないと認めるとき。

（許可の取消し等）

第8条 市長は、第6条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センター利用の許可を取り消し、制限し、又は停止させることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
 - (2) 前条の規定に該当することが判明したとき。
 - (3) 偽りその他不正の手段により許可を受けたことが判明したとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めるとき。
- 2 前項の場合において、利用者が損害を受けることがあっても、市はその補償の責めを負わない。

（使用料）

第9条 利用者は、別表に定める額を使用料として納めなければならない。

2 使用料は、前納するものとする。ただし、市長が相当の事由があると認めるときは、この限りでない。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するとき
は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 利用者の責めによらない事由により利用することができなくなったとき。

(2) 公益上の理由又は市の都合により利用の許可を取り消したとき。

(3) 利用者が利用期日の7日前までに利用の取消しを申し出たとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が相当の事由があると認めたとき。

(使用料の減免)

第10条 市長は、公益上必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除
することができる。

(権利譲渡等の禁止)

第11条 利用者は、センターを利用する権利を譲渡し、又はこれを転貸してはな
らない。

(原状回復の義務)

第12条 利用者は、センターの利用を終了したとき、又は第8条第1項の規定に
よりセンター利用の許可を取り消され、制限され、若しくは停止させられたとき
は、直ちにこれを原状に復さなければならない。

(損害賠償の義務)

第13条 利用者その他来館者は、その責めに帰すべき事由により、センターの施
設又は設備を汚損し、毀損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければ
ならない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、施行日から令和7年3月31日までの間の利用に係る使
用料については、なお従前の例による。

別表（第9条関係）

区分	1室1時間につき
大研修室	100円
研修室	50円
小会議室	50円
和室	50円
農産加工室	50円
調理実習室	50円

備考

市長が特に必要があると認めるときは、この表に定める額に4を乗じて得た額とする。

議案 第78号

那須塩原市高林活力倍増センター条例の全部改正について

上記議案を提出する。

令和6年 9月 6日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市高林活力倍増センター条例の全部を改正する条例

那須塩原市高林活力倍増センター条例（平成17年那須塩原市条例第156号）
の全部を改正する。

（設置）

第1条 高林地域住民の相互交流、教養の向上及び健康増進を図り、もって活力ある地域の連帯及び地域社会生活の充実に寄与するため、那須塩原市高林活力倍増センター（以下「センター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 那須塩原市高林活力倍増センター
- (2) 位置 那須塩原市箭坪347番地1

（職員）

第3条 センターに館長その他必要な職員を置く。

（開館時間等）

第4条 センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日まで（ただし、前号に規定する休日を除く。）

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、開館時間若しくは休館日を変更し、臨時に開館し、又は休館することができる。

(登録)

第5条 センターを利用しようとする者は、市に登録を受けた者とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(利用の許可等)

第6条 センターを利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、センターの管理運営上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(利用の制限)

第7条 市長は、センターの利用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を汚損し、毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長がセンターの管理運営上適当でないと認めるとき。

(許可の取消し等)

第8条 市長は、第6条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センター利用の許可を取り消し、制限し、又は停止させることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
 - (2) 前条の規定に該当することが判明したとき。
 - (3) 偽りその他不正の手段により許可を受けたことが判明したとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めるとき。
- 2 前項の場合において、利用者が損害を受けることがあっても、市はその補償の責めを負わない。

(使用料)

第9条 利用者は、別表に定める額を使用料として納めなければならない。

2 使用料は、前納するものとする。ただし、市長が相当の事由があると認めるときは、この限りでない。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するとき
は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 利用者の責めによらない事由により利用ができなくなったとき。

(2) 公益上の理由又は市の都合により利用の許可を取り消したとき。

(3) 利用者が利用期日の7日前までに利用の取消しを申し出たとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が相当の事由があると認めたとき。

(使用料の減免)

第10条 市長は、公益上必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除
することができる。

(権利譲渡等の禁止)

第11条 利用者は、センターを利用する権利を譲渡し、又はこれを転貸してはな
らない。

(原状回復の義務)

第12条 利用者は、センターの利用を終了したとき、又は第8条第1項の規定に
よりセンター利用の許可を取り消され、制限され、若しくは停止させられたとき
は、直ちにこれを原状に復さなければならない。

(損害賠償の義務)

第13条 利用者その他来館者は、その責めに帰すべき事由により、センターの施
設又は設備を汚損し、毀損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければ
ならない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、施行日から令和7年3月31日までの間の利用に係る使
用料については、なお従前の例による。

別表（第9条関係）

区分	1 室 1 時間につき
多目的ホール	1 5 0 円
大研修室	1 0 0 円
会議室	5 0 円
和室	5 0 円
調理室	5 0 円
創作室	5 0 円

備考

市長が特に必要があると認めるときは、この表に定める額に4を乗じて得た額とする。

議案 第79号

那須塩原市鍋掛地域コミュニティセンター条例の全部改正について

上記議案を提出する。

令和6年 9月 6日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市鍋掛地域コミュニティセンター条例の全部を改正する条例

那須塩原市鍋掛地域コミュニティセンター条例（平成17年那須塩原市条例第157号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 鍋掛地域住民の相互交流、都市地域との交流、教養の向上及び健康増進を図り、もって活力のある地域の連帯及び地域社会生活の充実に寄与するため、那須塩原市鍋掛地域コミュニティセンター（以下「センター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 那須塩原市鍋掛地域コミュニティセンター
- (2) 位置 那須塩原市鍋掛531番地

（職員）

第3条 センターに館長その他必要な職員を置く。

（開館時間等）

第4条 センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 12月29日から翌年の1月3日まで（ただし、前号に規定する休日を除く。）

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、開館時間若しくは休館日を変更し、臨時に開館し、又は休館することができる。

（登録）

第5条 センターを利用しようとする者は、市に登録を受けた者とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

（利用の許可等）

第6条 センターを利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、センターの管理運営上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

（利用の制限）

第7条 市長は、センターの利用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を汚損し、毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長がセンターの管理運営上適当でないと認めるとき。

（許可の取消し等）

第8条 市長は、第6条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センター利用の許可を取り消し、制限し、又は停止させることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
 - (2) 前条の規定に該当することが判明したとき。
 - (3) 偽りその他不正の手段により許可を受けたことが判明したとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めるとき。
- 2 前項の場合において、利用者が損害を受けることがあっても、市はその補償の責めを負わない。

（使用料）

第9条 利用者は、別表に定める額を使用料として納めなければならない。

2 使用料は、前納するものとする。ただし、市長が相当の事由があると認めるときは、この限りでない。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するとき
は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 利用者の責めによらない事由により利用することができなくなったとき。

(2) 公益上の理由又は市の都合により利用の許可を取り消したとき。

(3) 利用者が利用期日の7日前までに利用の取消しを申し出たとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が相当の事由があると認めたとき。

(使用料の減免)

第10条 市長は、公益上必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除
することができる。

(権利譲渡等の禁止)

第11条 利用者は、センターを利用する権利を譲渡し、又はこれを転貸してはな
らない。

(原状回復の義務)

第12条 利用者は、センターの利用を終了したとき、又は第8条第1項の規定に
よりセンター利用の許可を取り消され、制限され、若しくは停止させられたとき
は、直ちにこれを原状に復さなければならない。

(損害賠償の義務)

第13条 利用者その他来館者は、その責めに帰すべき事由により、センターの施
設又は設備を汚損し、毀損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければ
ならない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、施行日から令和7年3月31日までの間の利用に係る使
用料については、なお従前の例による。

別表（第9条関係）

区分	1室1時間につき
多目的ホール	150円
和室	50円
調理室	50円

備考

市長が特に必要があると認めるときは、この表に定める額に4を乗じて得た額とする。

議案 第80号

那須塩原市農村環境改善センター条例の全部改正について

上記議案を提出する。

令和6年 9月 6日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市農村環境改善センター条例の全部を改正する条例

那須塩原市農村環境改善センター条例（平成17年那須塩原市条例第160号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 活力ある農業経営及び農村地域における住民福祉の向上と連帯感の醸成を図るため、那須塩原市農村環境改善センター（以下「センター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 那須塩原市農村環境改善センター
- (2) 位置 那須塩原市下永田8丁目7番地86

（職員）

第3条 センターに館長その他必要な職員を置く。

（開館時間等）

第4条 センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日まで（ただし、前号に規定する休日を除

く。)

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、開館時間若しくは休館日を変更し、臨時に開館し、又は休館することができる。

(登録)

第5条 センターを利用しようとする者は、市に登録を受けた者とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(利用の許可等)

第6条 センターを利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、センターの管理運営上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(利用の制限)

第7条 市長は、センターの利用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を汚損し、毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長がセンターの管理運営上適当でないと認めるとき。

(許可の取消し等)

第8条 市長は、第6条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センター利用の許可を取り消し、制限し、又は停止させることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
 - (2) 前条の規定に該当することが判明したとき。
 - (3) 偽りその他不正の手段により許可を受けたことが判明したとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めるとき。
- 2 前項の場合において、利用者が損害を受けることがあっても、市はその補償の責めを負わない。

(使用料)

第9条 利用者は、別表に定める額を使用料として納めなければならない。

2 使用料は、前納するものとする。ただし、市長が相当の事由があると認めると

きは、この限りでない。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するとき
は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 利用者の責めによらない事由により利用することができなくなったとき。

(2) 公益上の理由又は市の都合により利用の許可を取り消したとき。

(3) 利用者が利用期日の7日前までに利用の取消しを申し出たとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が相当の事由があると認めたとき。

(使用料の減免)

第10条 市長は、公益上必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除
することができる。

(権利譲渡等の禁止)

第11条 利用者は、センターを利用する権利を譲渡し、又はこれを転貸してはな
らない。

(原状回復の義務)

第12条 利用者は、センターの利用を終了したとき、又は第8条第1項の規定に
よりセンター利用の許可を取り消され、制限され、若しくは停止させられたとき
は、直ちにこれを原状に復さなければならない。

(損害賠償の義務)

第13条 利用者その他来館者は、その責めに帰すべき事由により、センターの施
設又は設備を汚損し、毀損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければ
ならない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、施行日から令和7年3月31日までの間の利用に係る使
用料については、なお従前の例による。

別表（第9条関係）

区分	1 室（面） 1 時間につき
多目的ホール	1 5 0 円
会議室	5 0 円
和室	5 0 円
調理室	5 0 円
活動室	5 0 円
グラウンド	1 5 0 円

備考

市長が特に必要があると認めるときは、この表に定める額に 4 を乗じて得た額とする。

議案 第 8 1 号

那須塩原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和 6 年 9 月 6 日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

那須塩原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年那須塩原市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の項中「ひとり親家庭の親と子に対する」を削り、同表 2 の項中「重度心身障害者に対する」を削り、同表 6 の項を 9 の項とし、5 の項を 8 の項とし、4 の項を 7 の項とし、同表 3 の項中「又は被保護者健康管理支援事業の実施」を「、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施又は保護に要する費用の返還若しくは徴収金の徴収」に改め、同項を 6 の項に改め、2 の項の次に次のように加える。

3 市長	那須塩原市遺児手当支給条例（平成 17 年那須塩原市条例第 130 号）による手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
------	--

4 市長	那須塩原市妊産婦医療費助成に関する条例（平成１７年那須塩原市条例第１４３号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	那須塩原市こども医療費助成に関する条例（平成１７年那須塩原市条例第１４４号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

別表第２の１の項中「ひとり親家庭の親と子に対する」を削り、同項特定個人情報欄を次のように改める。

医療保険各法（健康保険法（大正１１年法律第７０号）、船員保険法（昭和１４年法律第７３号）、私立学校教職員共済法（昭和２８年法律第２４５号）、国家公務員共済組合法（昭和３３年法律第１２８号）、国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）又は地方公務員等共済組合法（昭和３７年法律第１５２号）をいう。）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）による医療に関する支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
国民年金法（昭和３４年法律第１４１号）、私立学校教職員共済法、厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法による年金の支給に関する情報（以下「年金給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第７条第４号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）又は地方税法（昭和２５年法律第２２６号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規

則で定めるもの
生活保護法の規定に準じた生活に困窮する外国人に対する保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの

別表第2の2の項中「重度心身障害者に対する」を削り、同項特定個人情報の欄を次のように改める。

医療保険給付関係情報、住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報若しくは外国人生活保護関係情報又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの
--

別表第2の5の項を9の項とし、4の項を8の項とし、3の項を7の項とし、2の項の次に次のように加える。

3 市長	那須塩原市遺児手当支給条例による手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの
4 市長	那須塩原市妊産婦医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、住民票関係情報、母子保健法（昭和40年法律第141号）による妊娠の届出に関する情報、生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

5 市長	那須塩原市こども医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
6 市長	生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施又は保護に要する費用の返還若しくは徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、地方税関係情報、障害者関係情報若しくは年金給付関係情報又は介護保険法（平成9年法律第123号）による要介護認定若しくは保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案 第 82 号

那須塩原市税条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和 6 年 9 月 6 日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市税条例の一部を改正する条例

那須塩原市税条例（平成 17 年那須塩原市条例第 64 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条の 7 第 1 項に次の 1 号を加える。

- (4) 所得税法第 78 条第 2 項第 4 号に規定する公益信託（受益の範囲が市内に限られるものに限る。）の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

第 36 条の 2 第 9 項中「第 2 条第 15 項」を「第 2 条第 16 項」に改める。

第 56 条中「第 64 条第 4 項」を「第 152 条第 5 項」に改める。

第 62 条第 2 項中「の属する年度の翌年度から 3 年間」を「以降最初に到来する賦課期日に係る課税年度（登録を受けた日が 1 月 1 日の場合は同日を賦課期日とする課税年度）から 3 年度分」に改める。

第 63 条の 2 第 1 項第 1 号中「同条第 15 項」を「同条第 16 項」に改める。

第 89 条第 2 項第 2 号中「同法第 2 条第 15 項」を「同法第 2 条第 16 項」に改める。

第 139 条の 3 第 2 項第 1 号中「第 2 条第 15 項」を「第 2 条第 16 項」に改める。

第 149 条第 1 号中「同条第 15 項」を「同条第 16 項」に改める。

附則第4条の2を削る。

附則第10条の2中第26項を第28項とし、第23項から第25項までを2項ずつ繰り下げ、第22項を第23項とし、同項の次に次の1項を加える。

24 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第10条の2中第21項を第22項とし、第14項から第20項までを1項ずつ繰り下げ、第13項の次に次の1項を加える。

14 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、7分の6とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第56条の改正規定 令和7年4月1日

(2) 第34条の7第1項第3号の次に1号を加える改正規定、附則第4条の2を削る改正規定及び次条の規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日

(3) 第36条の2第9項、第63条の2第1項第1号、第89条第2項第2号、第139条の3第2項第1号及び第149条第1号の改正規定 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）の施行の日

(市民税に関する経過措置)

第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条第2号に掲げる規定による改正後の那須塩原市税条例第34条の7第1項第4号の適用については、同項第4号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（同法附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 この条例による改正後の那須塩原市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以降の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議案 第 83 号

那須塩原市都市計画税条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和 6 年 9 月 6 日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市都市計画税条例の一部を改正する条例

第 1 条 那須塩原市都市計画税条例（平成 17 年那須塩原市条例第 65 号）の一部を次のように改正する。

附則中第 17 項を第 18 項とし、第 7 項から第 16 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 6 項の次に次の 1 項を加える。

（法附則第 15 条第 38 項の条例で定める割合）

7 法附則第 15 条第 38 項に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

第 2 条 那須塩原市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第 9 項第 1 号中「同条第 15 項」を「同条第 16 項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 46 号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、附則第 7 項の改正規定は、令和 7 年度以降の年度分の都

市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案 第84号

那須塩原市手数料条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和6年 9月 6日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市手数料条例の一部を改正する条例

那須塩原市手数料条例（平成17年那須塩原市条例第67号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「

建築に関するもの	1件につき	300
----------	-------	-----

」を「

建築に関するもの	1件につき	400
----------	-------	-----

」に、「

印鑑登録証の交付	1件につき	500
----------	-------	-----

」を「

印鑑登録証の交付	1件につき	500
建築計画等概要書の写しの交付	1件につき	400
地籍調査成果の写しの交付	1筆につき	300
都市計画図（総括図）の写しの交付	1件につき	100

道路台帳図の写しの交付	1 件につき	2 0 0
法定外公共物譲与図面の写しの交付	1 件につき	3 0 0

」に改める。

別表第2 低炭素建築物新築等計画の認定審査手数料の項中「第15条第1項」を「第14条第1項」に改め、同表建築物エネルギー消費性能向上計画の認定審査手数料の項中「第35条第1項第1号」を「第30条第1項第1号」に、「第15条第1項」を「第14条第1項」に改め、同表建築物エネルギー消費性能に係る認定審査手数料の項中「第15条第1項」を「第14条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案 第85号

那須塩原市文化会館条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和6年 9月 6日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市文化会館条例の一部を改正する条例

那須塩原市文化会館条例（平成17年那須塩原市条例第106号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第7条関係）那須塩原市黒磯文化会館使用料

I ホール使用料

施設名	利用日時 の区分	基本使用料		
		午前（午前9 時から正午ま で）	午後（午後1 時から午後5 時まで）	夜間（午後6 時から午後1 0時まで）
大ホール（舞 台・ホワイエを 含む。）	平日	23,000 円	30,000 円	34,000 円
	土曜日・ 日曜日・ 休日	27,000 円	34,000 円	38,000 円

大ホール（舞台 のみの場合）	平日	4, 5 0 0 円	6, 0 0 0 円	7, 0 0 0 円
	土曜日・ 日曜日・ 休日	6, 0 0 0 円	7, 5 0 0 円	8, 5 0 0 円
小ホール（舞 台・ホワイエを 含む。）	平日	6, 0 0 0 円	7, 0 0 0 円	9, 0 0 0 円
	土曜日・ 日曜日・ 休日	7, 0 0 0 円	9, 0 0 0 円	1 1, 0 0 0 円
小ホール（舞台 のみの場合）	平日	1, 4 0 0 円	1, 8 0 0 円	2, 1 0 0 円
	土曜日・ 日曜日・ 休日	1, 6 0 0 円	2, 1 0 0 円	2, 4 0 0 円

Ⅱ ホール以外の施設使用料

施設名		基本使用料		
		午前（午前9時 から正午まで）	午後（午後1時 から午後5時ま で）	夜間（午後6時 から午後10時 まで）
楽屋	第1楽屋	7 0 0 円	1, 0 0 0 円	1, 3 0 0 円
	第2楽屋	7 0 0 円	1, 0 0 0 円	1, 3 0 0 円
	第3楽屋	7 0 0 円	1, 0 0 0 円	1, 3 0 0 円
	第4楽屋	3 0 0 円	4 0 0 円	6 0 0 円
	第5楽屋	3 0 0 円	4 0 0 円	6 0 0 円

練習室	第1練習室	700円	1,000円	1,300円
	第2練習室	700円	1,000円	1,300円
	第3練習室	700円	1,000円	1,300円
	第4練習室	700円	1,000円	1,300円
	第1和室	500円	600円	900円
	第2和室	500円	600円	900円
展示室		800円	1,000円	1,500円

備考

- 1 那須塩原市以外に居住する者が利用する場合は、別表の額に100分の150を乗じて得た額を基本使用料とする。
- 2 利用者が入場料又はこれに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収する場合のホール使用料の額は、基本使用料に次に掲げる割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 入場料等の1人当たりの徴収額の最高額（以下「入場料等の最高額」という。）が1,000円未満の場合にあつては、100分の130
 - (2) 入場料等の最高額が1,000円以上3,000円未満の場合にあつては、100分の160
 - (3) 入場料等の最高額が3,000円以上の場合にあつては、100分の200
- 3 入場料等を徴収しない場合又は入場料等の最高額が3,000円未満の場合であっても、利用者が商業宣伝、営業その他これらに類する目的をもって利用するときのホール及び展示室使用料の額は、基本使用料に100分の200を乗じて得た額とする。
- 4 練習（発表会等は含まない。）のために使用する場合のホール使用料の額は、基本使用料に100分の50を乗じて得た額とする。
- 5 準備のために使用する場合のホール使用料の額は、基本使用料に100分

の50を乗じて得た額とする。

- 6 許可を受けた使用時間帯を超えて使用する場合の使用料の額は、許可を受けた最終利用時間帯の使用料に100分の150を乗じて得た額の時間割計算（超過時間が1時間に満たない場合は、1時間とする。）とする。ただし、2以上の利用時間帯を継続して利用する場合には、当該時間帯の間の使用料は徴収しない。

- 7 使用料に100円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。

- 8 「平日」とは、土曜日、日曜日及び休日以外の日をいう。

「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第7条関係）那須塩原市三島ホール使用料

施設名		利用日時の区分	基本使用料		
			午前（午前9時から正午まで）	午後（午後1時から午後5時まで）	夜間（午後6時から午後10時まで）
ホール （舞台・楽屋・ホワイエを含む。）		平日	9,000円	11,000円	13,000円
		土曜日・日曜日・休日	11,000円	13,000円	15,000円
一部使用	舞台	平日	3,000円	3,700円	4,200円
		土曜日・日曜日・休日	3,500円	4,200円	4,700円
	ホワイエ	平日	3,000円	3,700円	4,200円

		土曜日・日曜日・休日	3,500円	4,200円	4,700円
	楽屋	平日	600円	700円	800円
		土曜日・日曜日・休日	700円	900円	1,000円

備考 使用料金の割増等については、別表第1と同様とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、施行日から令和7年12月31日までの間の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案 第 86 号

那須塩原市体育施設条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和 6 年 9 月 6 日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市体育施設条例の一部を改正する条例

那須塩原市体育施設条例（平成 17 年那須塩原市条例第 116 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 から別表第 5 までを次のように改める。

別表第 3（第 8 条関係）

（単位：円）

施設名	区分		使用料（1 時間当たり）	
			市内利用者	市外利用者
那須塩原市くろいそ運動場 体育館	アリーナ	全面	1,500	3,000
		半面	750	1,500
		1／4 面	400	800
		1／8 面	200	400
	トレーニング グループ	個人	150	300
		利用券利用	利用券 1 時間分	利用券 1 時間分

那須塩原市く ろいそ運動場 武道館	柔道場	1 面	5 0 0	1, 0 0 0
		個人	1 0 0	2 0 0
	剣道場	1 面	5 0 0	1, 0 0 0
		個人	1 0 0	2 0 0
	会議室		3 0 0	6 0 0
那須塩原市く ろいそ運動場 野球場	全面		2, 0 0 0	4, 0 0 0
	照明		5, 0 0 0	1 0, 0 0 0
那須塩原市く ろいそ運動場 テニスコート	1 面		3 0 0	6 0 0
	照明（1 面当たり）		5 0 0	1, 0 0 0
那須塩原市く ろいそ運動場 補助球場	全面		1, 5 0 0	3, 0 0 0
	半面		7 5 0	1, 5 0 0
	1 / 4 面		4 0 0	8 0 0
那須塩原市く ろいそ運動場 管理棟	会議室 1		3 0 0	6 0 0
	会議室 2		3 0 0	6 0 0
	会議室 3		3 0 0	6 0 0
	和室		3 0 0	6 0 0

備考

- 1 「利用券」とは、1 3 時間分を市内利用者にとっては 1, 5 0 0 円、市外利用者にとっては 3, 0 0 0 円で販売するものをいう。
- 2 使用料には、備品使用料及び光熱水費を含む（屋外照明は除く。）。
- 3 許可した時間を超過した場合は、超過した 1 時間につき、1 時間当たり

の使用料を加算する。

4 利用時間又は超過時間に 1 時間未満の端数があるときは、1 時間に切り上げる。

5 アマチュアスポーツ又はレクリエーション活動（以下「アマチュアスポーツ等」という。）に利用する場合であって、入場料（その名称のいかんを問わず利用者が入場の対価として徴収する金銭をいう。以下同じ。）を徴収するときの使用料は、この表に定める額に 2 を乗じて得た額とする。

6 アマチュアスポーツ等以外に利用する場合であって、利用者が営利活動の一環として行う興行、商業宣伝その他これらに類するもの（以下「興行等」という。）に利用するときの使用料は、この表に定める額に 20（入場料を徴収するときは 50）を乗じて得た額とする。

7 アマチュアスポーツ等以外に利用する場合であって、興行等以外に利用するときの使用料は、この表に定める額に 2（入場料を徴収するときは 5）を乗じて得た額とする。

8 利用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含む。

別表第 4（第 8 条関係）

（単位：円）

施設名	区分		使用料（1 時間当たり）	
			市内利用者	市外利用者
那須塩原市三島体育センター体育館	アリーナ	全面	1, 0 0 0	2, 0 0 0
		半面	5 0 0	1, 0 0 0
		1 / 4 面	2 5 0	5 0 0
		1 / 6 面	2 0 0	4 0 0
	研修室		3 0 0	6 0 0
那須塩原市三島体	柔道場	全面	5 0 0	1, 0 0 0

育センター武道館		個人	1 0 0	2 0 0
	剣道場	全面	5 0 0	1, 0 0 0
		個人	1 0 0	2 0 0
那須塩原市三島体育センター弓道場	全面		5 0 0	1, 0 0 0
	1 / 5 面		1 0 0	2 0 0
那須塩原市三島体育センターテニスコート	1 面		3 0 0	6 0 0
	照明（1 面当たり）		5 0 0	1, 0 0 0
那須塩原市三島体育センターグラウンド	全面		1, 5 0 0	3, 0 0 0
	半面		7 5 0	1, 5 0 0
	1 / 4 面		4 0 0	8 0 0
	照明全面		4, 0 0 0	8, 0 0 0
	照明半面		2, 0 0 0	4, 0 0 0

備考

使用料及び利用時間に関することについては、別表第3の備考2から8までと同様とする。

別表第5（第8条関係）

（単位：円）

施設名	区分	使用料（1 時間当たり）	
		市内利用者	市外利用者
那須塩原市青木サッカー場体育館	全面	7 0 0	1, 4 0 0

那須塩原市青木 サッカー場グラウ ンド	1 面	2, 0 0 0	4, 0 0 0
	半面	1, 0 0 0	2, 0 0 0
那須塩原市青木 サッカー場グラウ ンドC用照明	照明全面	4, 0 0 0	8, 0 0 0
	照明半面	2, 0 0 0	4, 0 0 0

備考

使用料及び利用時間に関することについては、別表第3の備考2から8までと同様とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、施行日から令和7年3月31日までの間の利用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際、旧条例の規定による回数券の利用については、なお従前の例による。

議案 第 87 号

那須塩原市塩原 B & G 海洋センター条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和 6 年 9 月 6 日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市塩原 B & G 海洋センター条例の一部を改正する条例

那須塩原市塩原 B & G 海洋センター条例（平成 17 年那須塩原市条例第 117 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条を第 13 条とし、第 11 条の次に次の 1 条を加える。

（原状回復の義務）

第 12 条 利用者は、海洋センターの利用が終わったとき、又は第 7 条の規定により海洋センターの利用を停止させられたときは、直ちに海洋センターの原状回復をしなければならない。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 8 条関係）

体育館

施設名	区分		使用料（1 時間当たり）	
			市内利用者	市外利用者
メインアリーナ	団体	全面	700 円	1,400 円
		半面	350 円	700 円

		1 / 3 面	2 5 0 円	5 0 0 円
サブアリーナ	団体	全面	5 0 0 円	1, 0 0 0 円
		半面	2 5 0 円	5 0 0 円
ミーティングルーム	全面		3 0 0 円	6 0 0 円

プール

区分	午前 9 時から正午 まで	午後 1 時から午後 4 時まで	午後 5 時から午後 8 時まで
一般	5 0 0 円	5 0 0 円	5 0 0 円
小学生及び中学生	1 0 0 円	1 0 0 円	1 0 0 円
未就学児	無料	無料	無料
回数券（13回）	一般 5, 0 0 0 円 小学生及び中学生 1, 0 0 0 円		

備考

- 1 使用料には、備品使用料及び光熱水費を含む。
- 2 許可した時間を超過した場合は、超過した1時間につき、1時間当たりの使用料を加算する。
- 3 利用時間又は超過時間に1時間未満の端数があるときは、1時間に切り上げる。
- 4 アマチュアスポーツ又はレクリエーション活動（以下「アマチュアスポーツ等」という。）に利用する場合であって、入場料（その名称のいかんを問わず利用者が入場の対価として徴収する金銭をいう。以下同じ。）を徴収するときの使用料は、この表に定める額に2を乗じて得た額とする。
- 5 アマチュアスポーツ等以外に利用する場合であって、利用者が営利活動

の一環として行う興行、商業宣伝その他これらに類するもの（以下「興行等」という。）に利用するときの使用料は、この表に定める額に20（入場料を徴収するときは50）を乗じて得た額とする。

6 アマチュアスポーツ等以外に利用する場合であって、興行等以外に利用するときの使用料は、この表に定める額に2（入場料を徴収するときは5）を乗じて得た額とする。

7 利用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含む。

8 使用料に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

9 プールの区分の欄に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

ア 「小学生」とは、小学校、特別支援学校の小学部又は義務教育学校の前期課程に就学している者をいう。

イ 「中学生」とは、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部又は義務教育学校の後期課程に就学している者をいう。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、施行日から令和7年3月31日までの間の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際、旧条例の規定による回数券の利用については、なお従前の例による。

議案 第 88 号

那須塩原市ホースガーデン条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和 6 年 9 月 6 日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市ホースガーデン条例の一部を改正する条例

那須塩原市ホースガーデン条例（平成 27 年那須塩原市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 9 条関係）

区分		利用時間等	1人当たりの使用料	
			市内	市外
乗馬	一般	15 分間	1,000 円	2,000 円
	小人		250 円	500 円
	シニア		250 円	500 円
	障害者		250 円	500 円
乗馬（引き馬）	小学生	5 分間	500 円	1,000 円
	障害者		150 円	300 円

乗馬教室 個人	小学生	1月当たり	2,000円	4,000円
	中学生		2,000円	4,000円
	障害者		500円	1,000円
乗馬教室 団体（5人以上）	一般	90分間	2,000円	4,000円
	小人		500円	1,000円
	シニア		500円	1,000円
	障害者		500円	1,000円

備考

- 1 「一般」とは、16歳以上65歳未満の者をいう。
- 2 「小人」とは、15歳以下の者をいう。
- 3 「シニア」とは、65歳以上の者をいう。
- 4 「小学生」とは、小学校、特別支援学校の小学部又は義務教育学校の前期課程に就学している者をいう。
- 5 「中学生」とは、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部又は義務教育学校の後期課程に就学している者をいう。
- 6 「障害者」とは、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。（介助者が必要な者1人につき、1人の介助者を含む。）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、施行日から令和7年3月31日までの間の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案 第 89 号

那須塩原市健康長寿センター条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和 6 年 9 月 6 日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市健康長寿センター条例の一部を改正する条例

那須塩原市健康長寿センター条例（平成 17 年那須塩原市条例第 121 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 項中「同条第 2 項中「市長」とあるのは「市長及び指定管理者」」を「同条第 2 項中「市」とあるのは「市及び指定管理者」」に改める。

第 6 条第 1 項中「（以下「利用者」という。）」を削り、同条第 2 項を次のように改める。

2 市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

第 7 条第 2 号中「き損、汚損若しくは」を「汚損し、毀損し、又は」に改め、同条第 4 号を次のように改める。

(4) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

第 8 条中「利用者」を「第 6 条第 1 項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）」に改める。

第 9 条及び第 10 条を次のように改める。

（許可の取消し等）

第 9 条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、セン

ター利用の許可を取り消し、制限し、又は停止させることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第7条の規定に該当することが判明したとき。
- (3) 利用許可の条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により利用許可を受けたことが判明したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めたとき。

2 前項の場合において、利用者が損害を受けることがあっても、市はその補償の責めを負わない。

(使用料)

第10条 センターの使用料は、別表第2のとおりとする。

2 使用料は、前納するものとする。ただし、市長が相当の事由があると認めるときは、この限りではない。

3 納入した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 利用者の責めによらない事由により利用することができなくなったとき。
- (2) 公益上の理由又は市の都合により利用の許可を取り消したとき。
- (3) 利用者が利用期日の7日前までに利用の取消しを申し出たとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が相当の事由があると認めたとき。

第13条を第14条とし、第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

(原状回復の義務)

第12条 利用者は、センターの利用が終わったとき、又は第9条の規定によりセンターの利用許可を取り消され、制限され、若しくは停止させられたときは、直ちにこれを原状に復さなければならない。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第10条関係）

利用区分		使用料
会議室、講座室、クッキングルーム、ボランティアルーム、リハビリ室、娯楽室		500円
入浴施設	一般	500円
	小学生及び中学生	200円
	65歳以上の者	200円
	障害者	200円
	未就学児	無料

備考

1 使用料について

- ・「会議室、講座室、クッキングルーム、ボランティアルーム、リハビリ室、娯楽室」1室1時間当たりとする。
- ・「会議室、講座室、クッキングルーム、ボランティアルーム、リハビリ室、娯楽室」を、営利を目的として利用する場合又は市外在住者が利用する場合は、この表に定める額に4を乗じて得た額とする。
- ・「入浴施設」1回当たりとする。

2 「小学生」とは、小学校、特別支援学校の小学部又は義務教育学校の前期課程に就学している者をいう。

3 「中学生」とは、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部又は義務教育学校の後期課程に就学している者をいう。

4 「障害者」とは、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年1月1日から施行する。ただし、第7条第4号の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、施行日から令和7年3月31日までの間の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案 第 90 号

那須塩原市子ども・子育て会議条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和 6 年 9 月 6 日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

那須塩原市子ども・子育て会議条例（平成 25 年那須塩原市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 2 条中「第 77 条」を「第 72 条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案 第 9 1 号

那須塩原市シニアセンター条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和 6 年 9 月 6 日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市シニアセンター条例の一部を改正する条例

那須塩原市シニアセンター条例（平成 1 7 年那須塩原市条例第 1 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「使用料を」の次に「利用の際に」を加え、同条第 2 項を削る。

第 7 条を削り、第 8 条を第 7 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（原状回復の義務）

第 8 条 利用者は、センターの利用が終わったとき、又は前条の規定によりセンターの利用を制限され、若しくは停止させられたときは、直ちにセンターの原状回復をしなければならない。

第 1 0 条第 4 項中「第 8 条」を「第 7 条」に改める。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 5 条関係）

施設名	区分	使用料（1 日当たり）
多目的ホール	個人利用	1 5 0 円
グラウンドゴルフ場	団体利用	3 0 0 円
	個人利用	1 0 0 円

備考 この表において「団体」とは、３人以上をいう。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和７年１月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、施行日から令和７年３月３１日までの間の利用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際、旧条例の規定による回数券の利用については、なお従前の例による。

議案 第 92 号

那須塩原市国民健康保険条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和 6 年 9 月 6 日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

那須塩原市国民健康保険条例（平成 17 年那須塩原市条例第 139 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条中「第 9 項」を「第 5 項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を「又は虚偽の届出をした場合」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 260 号）第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案 第93号

那須塩原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和6年 9月 6日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

那須塩原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成17年那須塩原市条例第213号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第1号中「3,000円」を「10,000円」に改め、同項第2号中「3,000円」を「18,000円」に改め、同項第3号中「2,000円」を「6,000円」に改め、同項第4号中「2,000円」を「14,000円」に改め、同項第5号中「2,000円」を「3,000円」に改める。

別表第2中「第21条」を「第24条」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案 第 94 号

那須塩原市那須野が原西部地区田園空間博物館施設条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和 6 年 9 月 6 日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市那須野が原西部地区田園空間博物館施設条例の一部を改正する条例

那須塩原市那須野が原西部地区田園空間博物館施設条例（平成 19 年那須塩原市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「博物館施設の」の次に「うち、研修室の」を加え、「無料」を「有料」に改め、同条に次の 2 項を加える。

2 研修室の使用料は、1 時間につき 500 円とする。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 利用者の責めによらない事由により利用ができなくなったとき。

(2) 公益上の理由又は市の都合により利用の許可を取り消したとき。

(3) 利用者が利用期日の 7 日前までに利用の取消しを申し出たとき。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が相当の事由があると認めたとき。

第 14 条を第 15 条とし、第 13 条を第 14 条とする。

第 12 条中「前条第 1 項」を「第 11 条第 1 項」に改め、同条を第 13 条とし、第 11 条の次に次の 1 条を加える。

（使用料の減免）

第 12 条 市長は、特に必要があると認めるときは、第 9 条第 2 項の規定による使

用料を免除又は減額することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、施行日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの間の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案 第 95 号

那須塩原市まちなか交流センター条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和 6 年 9 月 6 日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市まちなか交流センター条例の一部を改正する条例

那須塩原市まちなか交流センター条例（平成 29 年那須塩原市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項を次のように改める。

センターの利用者は、別表第 1 又は別表第 2 に定める使用料を納付しなければならない。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 4 条、第 7 条関係）

施設	利用単位	使用料	
		営利目的	非営利目的
多目的室 1	2 時間以内	1, 2 0 0 円	3 0 0 円
	2 時間を超えるときは、1 時間につき	7 0 0 円	2 0 0 円
多目的室 2	2 時間以内	1, 2 0 0 円	3 0 0 円
	2 時間を超えるとき	7 0 0 円	2 0 0 円

	は、1時間につき		
展示壁	幅1m当たり1日につき	100円	20円
キッチンスタジオ	2時間以内	1,200円	300円
	2時間を超えるときは、1時間につき	700円	200円
音楽室	2時間以内	1,200円	300円
	2時間を超えるときは、1時間につき	700円	200円
ステージ	2時間以内	1,200円	300円
	2時間を超えるときは、1時間につき	700円	200円
キッズエリア	2時間以内	1,200円	300円
	2時間を超えるときは、1時間につき	700円	200円
屋内広場	10㎡当たり4時間につき	800円	200円
	全区画4時間につき	7,200円	1,800円
屋外広場	10㎡当たり4時間につき	800円	200円
	全区画4時間につき	57,000円	14,200円
駐車場	10㎡当たり4時間	800円	200円

	につき		
	全区画4時間につき	44,400円	11,100円

備考

- 1 利用単位に満たない利用は、利用単位での利用とみなす。
- 2 多目的室1、ステージ、キッズエリア、屋内広場、屋外広場及び駐車場については、事業で占有する場合に限る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、施行日から令和7年3月31日までの間の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案 第 9 6 号

那須塩原市木の俣園地条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和 6 年 9 月 6 日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市木の俣園地条例の一部を改正する条例

那須塩原市木の俣園地条例（令和 4 年那須塩原市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「5 0 0 円」を「1, 0 0 0 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案 第97号

那須塩原市塩原温泉家族旅行村条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和6年 9月 6日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市塩原温泉家族旅行村条例の一部を改正する条例

那須塩原市塩原温泉家族旅行村条例（平成17年那須塩原市条例第180号）の一部を次のように改正する。

第12条を第13条とする。

第11条第1項及び第4項中「第9条」を「第10条」に改め、同条を第12条とし、第8条から第10条までを1条ずつ繰り下げ、第7条の次に次の1条を加える。

（原状回復の義務）

第8条 利用者は、施設若しくは備品の利用が終わったとき、又は第7条の規定により施設若しくは備品の利用を停止させられたときは、直ちにこれを原状に復さなければならない。

別表第2中「第9条」を「第10条」に改め、同表変形自転車の項中「200円」を「300円」に改め、同表野外ステージの項中「650円」を「1,000円」に改め、同表ホビーハウスの項中「1,200円」を「1,800円」に改め、同表バーベキュー場の項中「200円」を「300円」に改め、同表交流促進センターの項中「市内在住者にあつては400円、」及び「市内在住者及び」を削る。

別表第3中「第9条」を「第10条」に、「第11条」を「第12条」に改め

る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、施行日から令和7年3月31日までの間の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案 第 98 号

那須塩原市塩原温泉天皇の間記念公園条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和 6 年 9 月 6 日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市塩原温泉天皇の間記念公園条例の一部を改正する条例

那須塩原市塩原温泉天皇の間記念公園条例（平成 17 年那須塩原市条例第 190 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の 2 第 5 号中「前 4 号」を「前各号」に改める。

第 4 条第 1 号中「200 円」を「300 円」に、「180 円」を「270 円」に改め、同条第 2 号中「100 円」を「200 円」に、「90 円」を「180 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案 第 99 号

那須塩原市温泉公園条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和 6 年 9 月 6 日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市温泉公園条例の一部を改正する条例

那須塩原市温泉公園条例（平成 18 年那須塩原市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 一般の項中「200 円」を「300 円」に改め、「市内在住者及び」を削り、「100 円」を「200 円」に改め、同表小学生、中学生、高齢者及び障害者の項中「100 円」を「200 円」に改め、同表前売券の項中「10,000 円」を「20,000 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案 第100号

那須塩原市都市公園条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和6年 9月 6日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市都市公園条例の一部を改正する条例

第1条 那須塩原市都市公園条例（平成17年那須塩原市条例第189号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、別表第3で定める太夫塚公園の各施設については、適用しない。

別表第1中多目的広場の項、屋外ステージの項、調理室の項、体験学習室の項、会議室の項、和室の項、多目的ホールの項、講座室の項及び保育室の項を削る。

別表第3中「

太夫塚公園

多目的広場

屋外ステージ

調理室

体験学習室

会議室

和室

多目的ホール

講座室
保育室

」を「

太夫塚公園
多目的広場
屋外ステージ
調理室
体験学習室
会議室
大会議室
和室
多目的ホール
講座室
保育室

」に改める。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第18条関係）

1 那珂川河畔運動公園

(1) 施設使用料

施設名	区分	1時間あたり使用料		備考
		市内利用者	市外利用者	
野球場A	1面	500円	1,000円	
野球場B	1面	500円	1,000円	
ソフトボール場	1面	500円	1,000円	
サッカー場	1面	1,000円	2,000円	

ラクビー場	1面	1,000円	2,000円	
-------	----	--------	--------	--

2 那珂川河畔公園

(1) 施設使用料

施設名	使用料		
	区分	午前の部	午後の部
プール	一般	4 0 0 円	4 0 0 円
	小学生及び中学生	1 0 0 円	1 0 0 円
	未就学児	無料	無料
石のステージ	1 時間当たり 1， 0 0 0 円		
プール回数券（1 3 回）			
一般 4， 0 0 0 円			
小学生及び中学生 1， 0 0 0 円			

3 鳥野目河川公園

(1) 施設使用料

施設名	使用料	備考
オートキャンプ場	1サイト1泊 4,800円	
フリーテント場	1サイト1泊 2,400円	
屋内バーベキュー炉	1炉1時間 1,200円	
屋外バーベキュー炉	1炉1時間 600円	
シャワー設備	1基5分 100円	
キャンプ電源設備	1口1日 1,200円	
コテージ	6人用棟1泊 21,600円	

	10人用棟1泊 30,000円	
	12人用棟1泊 36,000円	

(2) 備品使用料

備品名	使用料	備考
洗濯機	1回 200円	
乾燥機	1回 100円	
自転車	2時間 200円 2時間経過後1時間を超えるごとに100円を加算	2時間を超えた場合において、超過時間に1時間未満の端数があるときは、1時間に切り上げる。

4 烏ヶ森公園

(1) 施設使用料

施設名	1時間当たり使用料
野外ステージ	1,000円

5 にしなすの運動公園

(1) 施設使用料

施設名	区分	1時間当たりの使用料	
		市内利用者	市外利用者
多目的運動広場	全面	1,500円	3,000円
	半面	750円	1,500円
	1/4面	400円	800円
メインアリーナ	全面	1,500円	3,000円

	半面	7 5 0 円	1, 5 0 0 円	
	1 / 4 面	4 0 0 円	8 0 0 円	
	1 / 8 面	2 0 0 円	4 0 0 円	
	ランニングコース	1 5 0 円	3 0 0 円	
サブアリーナ	全面	7 0 0 円	1, 4 0 0 円	
	1 / 3 面	2 5 0 円	5 0 0 円	
トレーニングルーム	一般	1 5 0 円	3 0 0 円	
研修室	1 室	3 0 0 円	6 0 0 円	
プール	区分	利用時間		
		午前の部	午後の部	夜間の部
	一般	5 0 0 円	5 0 0 円	5 0 0 円
	小学生及び中学生	1 5 0 円	1 5 0 円	1 5 0 円
	未就学児	無料	無料	無料
・ トレーニングルーム回数券（13回） 市内利用者 1, 5 0 0 円 市外利用者 3, 0 0 0 円 1 回当たり 1 時間とする。 ・ プール回数券（13回） 一般 5, 0 0 0 円 小学生及び中学生 1, 5 0 0 円				

6 塩原運動公園

(1) 施設使用料

施設名	区分	1 時間当たりの使用料	
		市内利用者	市外利用者
運動広場	全面	7 0 0 円	1 , 4 0 0 円
	半面	3 5 0 円	7 0 0 円
野球場	1 面	7 0 0 円	1 , 4 0 0 円

(2) 照明使用料

施設名	1 時間当たりの使用料			
野球場夜間照明	市内利用者		市外利用者	
	半灯	全灯	半灯	全灯
	3 , 0 0 0 円	4 , 0 0 0 円	6 , 0 0 0 円	8 , 0 0 0 円

7 関谷南公園

(1) 施設使用料

施設名	区分	1 時間当たりの使用料	
		市内利用者	市外利用者
野球場	1 面	7 0 0 円	1 , 4 0 0 円
げんき広場	1 面	7 0 0 円	1 , 4 0 0 円
	半面	3 5 0 円	7 0 0 円
	1 / 4 面	2 0 0 円	4 0 0 円

(2) 照明使用料

施設名	1 時間当たりの使用料	
野球場夜間照明	市内利用者	市外利用者

	半灯	全灯	半灯	全灯
	3, 0 0 0 円	4, 0 0 0 円	6, 0 0 0 円	8, 0 0 0 円

備考

- 1 施設使用料には、備品使用料及び光熱水費を含む。
- 2 那珂川河畔運動公園、にしなすの運動公園、塩原運動公園又は関谷南公園の利用時間を超過した場合は、超過した1時間につき、1時間当たりの使用料（10円未満切捨て）を加算する。この場合において、超過時間に1時間未満の端数があるときは、1時間に切り上げる。
- 3 那珂川河畔運動公園、にしなすの運動公園、塩原運動公園又は関谷南公園をアマチュアスポーツ又はレクリエーション活動（以下「アマチュアスポーツ等」という。）に利用する場合であって、入場料（その名称のいかんを問わず許可利用者が入場の対価として徴収する金銭をいう。以下同じ。）を徴収するときの使用料は、この表に定める額に2を乗じて得た額とする。
- 4 那珂川河畔運動公園、にしなすの運動公園、塩原運動公園又は関谷南公園をアマチュアスポーツ等以外に利用する場合であって、利用者が営利活動の一環として行う興行、商業宣伝その他これらに類するもの（以下「興行等」という。）に利用するときの使用料は、この表に定める額に20（入場料を徴収するときは50）を乗じて得た額とする。
- 5 那珂川河畔運動公園、にしなすの運動公園、塩原運動公園又は関谷南公園をアマチュアスポーツ等以外に利用する場合であって、興行等以外に利用するときの使用料は、この表に定める額に2（入場料を徴収するときは5）を乗じて得た額とする。
- 6 利用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含む。
- 7 「小学生」とは、小学校、特別支援学校の小学部又は義務教育学校の前期課程に就学している者をいう。
- 8 「中学生」とは、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部又は義務教育学校の後期課程に就学している者をいう。

第2条 那須塩原市都市公園条例の一部を次のように改正する。

別表第1中「

ラグビー場
夜間照明

」を「

ラグビー場

」に、「

体育館

」を「

体育館
バスケットボールコート

」に改め、同表中テニスコートの項を削る。

別表第3中「

にしなすの運動公園 多目的運動広場 プール 体育館	1月4日から12月 28日まで	・多目的運動広場 午前8時 30分から午後5時まで ・プール 午前9時30分 から午後8時30分まで 午前の部（第1回入場） 午前9時30分から午後零 時30分まで 午後の部（第2回入場） 午後1時30分から午後4 時30分まで 夜間の部（第3回入場） 午後5時30分から午後8 時30分まで
------------------------------------	--------------------	--

		・ 体育館 午前８時３０分から午後９時３０分まで
--	--	--------------------------

」を「

にしなすの運動公園 多目的運動広場 プール 体育館 バスケットボール コート	１月４日から１２月 ２８日まで	・ 多目的運動広場 午前８時 ３０分から午後５時まで ・ プール 午前９時３０分 から午後８時３０分まで 午前の部（第１回入場） 午前９時３０分から午後零 時３０分まで 午後の部（第２回入場） 午後１時３０分から午後４ 時３０分まで 夜間の部（第３回入場） 午後５時３０分から午後８ 時３０分まで ・ 体育館 午前８時３０分 から午後９時３０分まで ・ バスケットボールコート 午前８時３０分から午後５ 時まで
---	--------------------	--

」に改める。

別表第４多目的運動広場の項の次に次のように加える。

バスケットボール コート	全面	６００円	１，２００円
	半面	３００円	６００円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、施行日から令和7年3月31日までの間の利用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際、旧条例の規定による回数券の利用については、なお従前の例による。

議案 第101号

那須塩原市水道事業給水条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和6年 9月 6日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市水道事業給水条例の一部を改正する条例

那須塩原市水道事業給水条例（平成17年那須塩原市条例第199号）の一部を次のように改正する。

第31条の表以外の部分を次のように改める。

手数料は、次の表に定めるところにより申請又は申込みの際に納付しなければならない。ただし、管理者が特別な理由があると認めるときは、申請又は申込みの後に納付することができる。

第31条の表第8条第2項の設計審査の項及び同表第8条第2項の工事検査の項中「1,500円」を「2,000円」に改め、同表水道止水栓の開栓又は閉栓の項中「1,000円」を「1,500円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、施行日から令和7年3月31日までの間の申請又は申込みに係る手数料については、なお従前の例による。

議案 第 1 0 2 号

那須塩原市下水道条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和 6 年 9 月 6 日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市下水道条例の一部を改正する条例

那須塩原市下水道条例（平成 1 7 年那須塩原市条例第 1 9 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 8 条第 1 項各号中「1, 5 0 0 円」を「2, 0 0 0 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案 第103号

那須塩原市高額介護サービス等資金貸付基金条例の廃止について

上記議案を提出する。

令和6年 9月 6日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市高額介護サービス等資金貸付基金条例を廃止する条例

那須塩原市高額介護サービス等資金貸付基金条例（平成17年那須塩原市条例第81号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に貸付けを受けた者に係る当該貸付金の償還については、なお従前の例による。

議案 第104号

契約の締結について

次の契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年 9月 6日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 塩原地区落石防護施設設置工事 |
| 2 契約の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 500,500,000円 |
| 4 契約の相手方 | 那須塩原市塩原1100番地
谷黒・生駒特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社谷黒組
代表取締役社長 谷黒 公重 |

議案 第105号

財産の取得について

次の財産の取得について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年 9月 6日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

- | | |
|----------|--|
| 1 取得財産 | 消防ポンプ自動車 |
| 2 数量 | 1 台 |
| 3 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 4 取得価格 | 24,090,000円 |
| 5 契約の相手方 | 栃木県小山市喜沢1394番地
合資会社渡辺商店
代表社員 渡辺 圭一 |

議案 第106号

財産の取得について

次の財産の取得について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年 9月 6日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

- | | |
|----------|--|
| 1 取得財産 | 消防ポンプ自動車 |
| 2 数量 | 2台 |
| 3 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 4 取得価格 | 48,180,000円 |
| 5 契約の相手方 | 栃木県小山市喜沢1394番地
合資会社渡辺商店
代表社員 渡辺 圭一 |

議案 第107号

財産の取得について

次の財産の取得について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年 9月 6日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

- | | |
|----------|--|
| 1 土地の所在 | 那須塩原市高林字巻川西1251番23 |
| 2 地目、地積 | 宅地 21,048.07㎡ |
| 3 取得の方法 | 随意契約 |
| 4 取得予定価格 | 182,037,437円 |
| 5 取得の相手方 | 東京都北区上十条2丁目13番1号ガーデニアビル4F
朝日分光株式会社
代表取締役 木村 俊彦 |

議案 第108号

栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、栃木県後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更することに関し協議することについて、同法第291条の11の規定により議会の議決を求める。

令和6年 9月 6日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

栃木県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

栃木県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年栃木県指令市町村第864号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

認定 第1号

令和5年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和6年 9月 6日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

認定 第2号

令和5年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和6年 9月 6日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

認定 第3号

令和5年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和6年 9月 6日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

認定 第4号

令和5年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和6年 9月 6日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

認定 第5号

令和5年度那須塩原市温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度那須塩原市温泉事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和6年 9月 6日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

認定 第6号

令和5年度那須塩原市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度那須塩原市墓地事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和6年 9月 6日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

認定 第7号

令和5年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和6年 9月 6日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

認定 第8号

令和5年度那須塩原市水道事業会計の剰余金の処分及び決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和5年度那須塩原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分の議決を求めるとともに、同法第30条第4項の規定により、令和5年度那須塩原市水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和6年 9月 6日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

認定 第9号

令和5年度那須塩原市下水道事業会計の剰余金の処分及び決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和5年度那須塩原市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分の議決を求めるとともに、同法第30条第4項の規定により、令和5年度那須塩原市下水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和6年 9月 6日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

報告 第19号

継続費精算報告書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により、
温泉事業特別会計に係る令和5年度那須塩原市継続費精算報告書を報告する。

令和6年 9月 6日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

令和 5 年度 那須塩原市温泉事業特別会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					実 績					比 較				
				年割額	左 の 財 源 内 訳				支出済額	左 の 財 源 内 訳				年割額と支出済額の差	左 の 財 源 内 訳			
					特定財源			一般財源		特定財源			一般財源		特定財源			一般財源
					国(県)支出金	地方債	その他			国(県)支出金	地方債	その他			国(県)支出金	地方債	その他	
2	1	第2・3配湯所給湯設備改修工事	令和4	円 15,000,000	円 0	円 12,000,000	円 3,000,000	円 0	円 12,518,000	円	円 8,800,000	円 3,681,000	円 37,000	円 2,482,000	円 0	円 3,200,000	円 △ 681,000	円 △ 37,000
			令和5	56,000,000	0	48,000,000	8,000,000	0	56,562,000		47,900,000	8,630,000	32,000	△ 562,000	0	100,000	△ 630,000	△ 32,000
			計	71,000,000	0	60,000,000	11,000,000	0	69,080,000	0	56,700,000	12,311,000	69,000	1,920,000	0	3,300,000	△ 1,311,000	△ 69,000

報告 第20号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年 9月 6日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

専決処分 第9号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年 8月20日

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

損害賠償の額の決定及び和解について

令和6年7月14日、那須塩原市〇〇地内において発生した事故による相手側車両の損傷について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり定め、和解する。

- 1 損害賠償額 131,472円
- 2 和解の内容 相手側車両の損害額は164,340円とし、過失割合は市側が80パーセント、相手側が20パーセントとする。
市は、市責任額131,472円を相手方に支払う。
今後いかなる事情が発生しても、本件については、双方とも異議の申立て、訴訟等を一切しない。
- 3 相手方 那須塩原市〇〇
〇〇 〇〇

報告 第21号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年 9月 6日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

専決処分 第10号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年 8月20日

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

損害賠償の額の決定及び和解について

令和6年7月14日、那須塩原市〇〇地内において発生した事故による相手側車両の損傷について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり定め、和解する。

- 1 損害賠償額 28,440円
- 2 和解の内容 相手側車両の損害額は35,550円とし、過失割合は市側が80パーセント、相手側が20パーセントとする。
市は、市責任額28,440円を相手方に支払う。
今後いかなる事情が発生しても、本件については、双方とも異議の申立て、訴訟等を一切しない。
- 3 相手方 愛知県名古屋市〇〇〇〇
〇〇 〇〇

報告 第22号

令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和5年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付して次のとおり報告する。

令和6年 9月 6日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

1 健全化判断比率

・実質赤字比率	－	（ 11.87% ）
・連結実質赤字比率	－	（ 16.87% ）
・実質公債費比率	3.3%	（ 25.0% ）
・将来負担比率	－	（ 350.0% ）

2 資金不足比率

・水道事業会計	－	（ 20.0% ）
・下水道事業会計	－	（ 20.0% ）
・温泉事業特別会計	－	（ 20.0% ）
・産業団地造成事業特別会計	－	（ 20.0% ）

3 監査委員の意見

別冊のとおり

※「－」は、当該数値について該当しないことを表す。

※（ ）内は、本市の令和5年度決算に適用される早期健全化基準又は経営健全化基準を表す。

報告 第23号

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の規定により、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、令和6年度教育委員会点検・評価報告書を別冊のとおり提出する。

令和6年 9月 6日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

報告 第24号

放棄した私債権の報告について

那須塩原市債権管理条例（令和2年那須塩原市条例第52号）第14条第1項の規定により、令和5年度那須塩原市温泉事業特別会計における私債権を放棄したので、同条第2項の規定により別冊のとおり報告する。

令和6年 9月 6日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

報告 第25号

放棄した私債権の報告について

那須塩原市債権管理条例（令和2年那須塩原市条例第52号）第14条第1項の規定により、令和5年度那須塩原市水道事業会計における私債権を放棄したので、同条第2項の規定により別冊のとおり報告する。

令和6年 9月 6日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎